

混乱する中国の社会保険制度（上海）



上海中心部の風景

▼外国人も義務化される中国の社会保険制度

既に日本でも報道されているが、中国では外国人も社会保険への加入が義務付けられた。これは「中国国内就業外国人に関する暫定弁法（以下、「暫定弁法」）」に伴うもので、同法は本年 9 月 6 日に公布され、10 月 15 日に施行される。

しかし、公布された「暫定弁法」は、基本的な考え方を示したものであるため、それぞれの地域での細則が発表されるまでは、保険料の算定基準となる給与が中国国内の給与のみであるか、日本で支給される給与も対象となるかなど、不明な点が多い。9 月末現在、上海でも細則が発表されておらず、多くの日系企業が戸惑っている状況にある。

▼複雑な現行制度

中国の社会保険制度は、①基本養老保険（年金）②基本医療保険、③失業保険、④生育保険、⑤労災保険、の 5 つが基本となる。また、社会保険とは別に、企業と個人が負担する「住宅積立金」制度があり、これらの全てに企業の負担が発生する。

一方で、中国の戸籍制度も複雑である。上海市では、上海戸籍と外地戸籍に分けられており、さらにそれぞれが都市戸籍と農村戸籍に分かれるため、企業の社会保険負担では、4 種類の戸籍に区別される。例えば、農村戸籍の場合には住宅積立金は不要であ

り、上海戸籍と外地戸籍では加入対象となるものに差がある。これらは、地方政府が社会保険制度の運営主体であるために生じているようであり、各地方によって、保険料の企業負担割合も異なっている。

▼「暫定弁法」の問題点

2010 年現在、中国で居留許可を取得して就業する外国人は 23 万人余りである。数字は少々古いが、上海市の統計では 08 年 11 月現在、6 万 8,648 人の外国人が居留許可を取得して就業している。その内、日本人が 25%と最も多く、次いでアメリカ、韓国、シンガポールなどが続く。現在、上海に居住する日本人は 10 万人以上にのぼると言われているが、その中には出張者や駐在員家族、留学生なども多数含まれている。

今回の「暫定弁法」では、居留許可を取得して就業する外国人が社会保険加入の対象ということから、駐在員の家族や留学生などは対象外となる。そのため、日本の健康保険を中断して当地に赴任している駐在員の扶養家族などは、制度上は日中両国の社会保険制度から漏れてしまうことになる。

▼「暫定弁法」の導入時期

なお、上海市では、10 月 15 日から「暫定弁法」を完全に適用することは現実的に困難であり、企業は実際の細則が発表されてからの対応で構わないようである。また、本年 7 月 1 日から実施された上海外地人の社会保険加入手続きの事務作業が、上海市の一部で滞っていることから、細則が発表されても、現状では迅速な対応が難しいとのことである。

日本企業としては、外国人の社会保険への加入が義務付けられ、保険料の徴収が行われることを見込んで準備をすることが求められている状況にあり、一日も早い日本と中国の二国間社会保障協定の締結が期待される。

（上海日本商工クラブ 事務局長 中村 仁）

韓国の労働環境をめぐる動き（ソウル）



ソウル市中心部を流れる清溪川（チョンゲチョン）の夜景

▼複数労働組合制度の導入

10年以上にわたる議論と2010年1月の労働組合法改正を経て、今年7月1日、「複数労働組合」制度が導入された。韓国ではこれまで、企業内の複数労働組合設立が禁止されており、国際労働機関（ILO）の勧告も含め、長らく制度の不備が指摘されていたところである。

また、同制度の施行にあわせて、「交渉窓口の一本化」が導入された。交渉窓口の一本化は、企業内に複数の労働組合が存在する場合の使用者側との交渉を行う代表労働組合の決定手続きであり、交渉コストの低減や個別交渉間の格差による混乱回避等を目的に、多くの先進国で導入されている。

労働組合専従者への給与支払いや有給休暇の買取り等、独特の制度が残る韓国だが、今般の複数労働組合制度の導入は、昨年7月の「タイムオフ制度（労働組合専従者への給与支払いの上限時間を定めた制度）」導入に続く、大きな改革といえよう。

▼制度導入後の動き

雇用労働部では、定期的に労働組合の設立状況等について公表しており、同部の発表によれば、複数労働組合制度の導入後2カ月が経過した8月31日現在、430の事業所で新たに労働組合が設立された。

業種別に見ると、「バス・タクシー」が210件（48.8%）と全体の半数近くを占めており、以下、公共部門53件（12.3%）、製造業42件（9.7%）と続く。規模別では、100人未満が169件（39.3%）、100人以上300人未満の事業所が144件（33.4%）を占めている。

なお、新たに設立された労働組合のうち、韓国労働組合総連盟、全国民主労働組合総連盟の2大ナショナルセンターへ加入しなかった組合が、371件（86.3%）あったことから、上部団体の影響力の変化や第3の勢力の出現を指摘する声もある。

また、今後予想される課題として、新規労働組合の設立による組織の分化、代表労働組合の決定を巡る組合間の競争加熱等が挙げられている。

▼2012年度の最低賃金額を決定

雇用労働部は8月1日、12年度の最低賃金額を時給4,580ウォン（約305円、1円＝15ウォンで計算）とすることを発表した。11年度の4,320ウォンから6.0%の上昇となったが、一方で最低賃金が適用される労働者にとって、物価の上昇が深刻な問題となっている。今年8月の消費者物価上昇率は、対前年比5.3%と08年8月以来の高水準で推移し、とりわけ、生鮮食品が同13.8%上昇するなど、家計を直撃している。

この背景には急速に進むウォン安があり、自国の通貨安は、輸出産業を中心とする韓国経済の追い風となっている反面、格差拡大の一因となっている。

韓国銀行では11年度の消費者物価上昇率を4.0%と見込んでいるが、さらに見直しを迫られる可能性もある。



日韓交流おまつり（9/25）で披露された「秋田竿灯」

（ソウルジャパンプラブ 常務理事 大島 昌彦）